

第 2 号（令和 6 年 3 月 8 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和6年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和6年3月8日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和6年3月8日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和6年3月8日午後 0時37分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	田中	保美	9番	岡田	久雄
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇 議会書記 梶田 篤志

議会書記 林田 夕加 議会書記 新田 純平

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西島 寛道 副町長 島田 智雄

参 与	西垣 義郎	教 育 長	中田 邦和
理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘	理事兼地域創生推進室長事務取扱	山本 勇人
理事兼会計管理者事務取扱	木村 恵理	理事兼住民福祉課長事務取扱	花木 秀章
理事兼建設課長事務取扱	柳原 健二	学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江 裕之
企 画 財 政 課 長	寺井 佳孝	税 務 課 長	乾 浩朗
高 齢 福 祉 課 長	坂井幸一郎	保 健 医 療 課 長	中谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	畑中 博之	産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
上 下 水 道 課 長	仁木 崇	建 設 課 参 事	辻井 祐介
同和・人権政策課長	西島 豊広	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	平間 克則
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	中坊 玲子	学校給食センター所長	奥山 英高

#### 議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

# 令和6年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第2号〕

令和6年3月8日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第5号 井手町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第6号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第7号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第8号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第9号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第10号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第11号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第12号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第20号 令和6年度井手町一般会計予算
- 第11 議案第21号 令和6年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第12 議案第22号 令和6年度井手町水道事業会計予算
- 第13 議案第23号 令和6年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第14 議案第24号 令和6年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第25号 令和6年度井手町介護保険特別会計予算
- 第16 議案第26号 令和6年度井手町下水道事業会計予算
- 第17 議案第27号 令和6年度井手町多賀財産区特別会計予算

## 議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

ただいまから令和6年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議  
を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、田中保美  
議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いいた  
します。

次に、日程第2、議案第5号、井手町福祉医療費の支給に関する条例の一  
部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第5号、井手町福祉医療費の支  
給に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げ  
ます。

井手町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定める。

なお、今回の改正につきましては、京都府の福祉医療助成事業費補助金交  
付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町福祉医  
療費の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数2805ページ、第2条、受給資格の規定でありまして、府  
交付要綱の一部改正に伴い、今回新たに精神障害者の規定を追加し、条文を  
整備するものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。1項、施  
行期日の規定であります。この条例は、令和6年8月1日から施行する。

2項、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　　今回の条例改正で対象医療、入院や通院はもちろん入ると思うんですが、歯科は入りますか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　ただいまのご質問でございますが、入院も外来も歯科も全部入ります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　　ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　　公費負担の割合、京都府と井手町の割合はどうなっていますか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　公費負担の割合でございますが、京都府の補助金が2分の1でございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第5号、井手町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第6号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) それでは、議案第6号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、3年に1度見直しを行う介護保険事業計画の策定により、所得に応じた段階の介護保険料の見直しを行うなどの一部改正であります。

次の1ページをご覧ください。井手町介護保険条例の一部を改正する条例。井手町介護保険条例の一部を次のように改正する。

それでは、4ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3091ページ、第3条、保険料率の規定であります。こちら、賦課期間を令和3年度から令和5年度までの3年間を、令和6年度から令和8年度までの3年間に改める条文の整備であります。

次に、第1号であります。こちらにつきましては、介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げるものでございますが、こちら、生活保護の受給者でありましたり、住民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である方でございまして、現行の3万4,938円を3万3,836円に改める条文の整備であります。

次に、第2号であります。こちらにつきましては保険料段階第2号の方でございまして、住民税非課税の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の方でありまして、現行の5万2,407円を5万940円に改めるものでございます。

次に、第3号であります。こちらにつきましては保険料段階第3段階の方でございまして、住民税非課税世帯の方で第2号に該当しない方でありまし

て、現行の保険料5万3,805円を5万2,278円に改めるものでございます。

次に、第4号でございますが、こちらにつきましては保険料段階第4段階の方でございます。本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方であります。現行の6万8,479円を7万6,466円に改めるものでございます。

第5号であります。こちらにつきましては保険料段階第5段階の方でありまして、本人が住民税非課税の方であり、現行の保険料6万9,876円を7万4,364円に改めるものでございます。

次に、第6号であります。こちらにつきましては保険料段階第6段階の方でございます。本人が住民税課税でありまして、合計所得金額が125万円以下の方で、現行の保険料9万4,333円を10万3,922円に改めるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。こちら、4ページから続いておりますページ上部の第6号のイの規定でございますが、今回の改正により保険料段階が増えたことによる条文の整備でありまして、以降、第10号まで同様のものとなっております。

次に、第7号であります。こちらにつきましては保険料段階第7段階の方でありまして、本人が住民税課税の方でありまして、合計所得金額を200万円未満から210万円未満に改めまして、現行の保険料9万5,731円を10万1,879円に改めるものでございます。

次に、第8号であります。こちら、保険料段階第8段階の方でありまして、本人が住民税課税の方であり、合計所得金額200万円以上300万円未満から210万円以上320万円未満に改めまして、現行の保険料11万3,200円を12万4,700円に改めるものでございます。

次に、第9号であります。こちら、保険料段階第9段階の方でありまして、本人が住民税課税であり、合計所得金額が300万円以上400万円未満から320万円以上420万円未満に改めまして、現行の保険料を12万1,877円から12万7,907円に改めるものでございます。

次に、6ページをご覧ください。第10号であります。こちらにつきましては保険料段階10段階の方でありまして、本人が住民税課税の方であり、合計所得金額が400万円以上500万円未満から420万円以上520万

円未満に改め、現行の保険料 12 万 7, 175 円を 13 万 9, 061 円に改める整備であります。

次に、第 11 号を追加しまして、こちらにつきましても本人が住民税課税の方でありまして、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方である場合、保険料を 17 万 1, 038 円とするものでございます。

同号イの規定でございますが、生活保護受給者がこの段階の保険料を適用すれば生活保護を必要としない状態となる場合、この額を適用するということの規定でございますが、第 11 号以降、同様の規定であります。

次に、第 12 号を追加しまして、こちらにつきましても本人が住民税課税の方でありまして、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満である場合、保険料を 17 万 4, 756 円とするものでございます。

7 ページをご覧ください。13 号を追加しまして、本人が住民税課税の方でありまして、合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満である場合、保険料を 17 万 8, 474 円とするものでございます。

次に、第 14 号を追加しまして、本人が住民税課税の方であり、合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満である場合、保険料を 18 万 2, 192 円とするものでございます。

次に、15 号を追加しまして、こちらも本人が住民税課税の方であり、合計所得金額が 920 万円以上 1, 020 万円未満である場合、保険料を 18 万 5, 910 円とするものであります。

次に、8 ページをご覧ください。既存の 11 号を 16 号としまして、各号のいずれにも該当しないものとして、現行の 15 万 7, 221 円を 18 万 9, 629 円に改めるものでございます。

次に、第 3 項から第 5 項までの規定でございますが、こちら、第 1 項第 1 号から同項 3 号の保険料の軽減を図るための読替規定でありまして、賦課期間として第 3 項から第 5 項まで、令和 3 年度から令和 5 年度を令和 6 年度から令和 8 年度に改めるものです。また第 3 項でございますが、第 1 項第 1 号で規定する保険料 3 万 3, 836 円を 2 万 1, 194 円とし、第 4 項では、第 1 項第 2 号で規定する保険料 5 万 9 千 400 円を 3 万 6, 067 円とし、第 5 項では、第 1 項第 3 号で規定する保険料 5 万 2, 278 円を 5 万 1, 907 円とするための読替規定でございます。

それでは、2 ページにお戻りください。附則であります。第 1 条、施行期

日の規定であります。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2条、経過措置の規定であります。改正後の井手町介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に全員協議会を開催いたします。

休憩　午前10時14分

再開　午前10時38分

議長（奥田俊夫）　休憩前に引き続き、再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　今提案されております第6号議案に反対の立場で討論いたします。

第9期の保険料は第8期と比べて6.4%の値上げ、介護保険の制度が始まった2000年の第1期から見ますと約2.2倍の保険料と今なっています。高齢者は一般に収入が少なく、また年金制度の改悪により、高い介護保険料が生活を圧迫しております。今の介護保険の制度が真に必要な介護を社会的に保障する介護制度にはなっていないと考えます。

以上の理由により、第6号議案に反対いたします。

議長（奥田俊夫）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　これで討論を終わります。

これから、議案第6号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第7号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第7、議案第10号、介護保険法に基づく指定介護予防支援者等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件までの4件を一括議題とします。

議案第7号から議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) それでは、議案第7号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、当該条例の基となります厚生労働省令を改正する省令が公布され改正が必要となりましたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、9ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3099の34ページ、第6条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数の規定でありまして、令和5年度末に介護療養型医療施設が廃止となるため、第11号の規定を削除する条文の整備であります。

続きまして、10ページ上段をご覧ください。こちら、9ページからの続きとなりますが、利用者に支障がない場合、訪問看護員がほかの訪問看護事業所への従事ができる範囲が、同一施設内から同一敷地内に改めたことによる条文の整備であります。以降全て、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備となっております。

次に、例規ページ数3099の37ページ、第7条、管理者の規定であり

まして、こちら、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者ができる事業所の範囲を同一敷地内におけるほかの事業所、施設等でなくても差し支えがないとする規定の条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の41ページ、第24条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針の規定でありまして、身体的拘束の適正化を推進する観点から、次の2号を加えるものでございます。

第8号といたしまして、利用者または他の利用者を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きまして身体的拘束を行ってはいけないとする条文の追加であります。

次に、11ページの上段になります。第9号といたしまして、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づける条文の追加であります。

次に、例規ページ数3099の46ページ、第34条、掲示の規定でありまして、第3項といたしまして、事業所内での書面掲示を求めている重要事項につきまして、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるための条文の整備であります。

次に、12ページをご覧ください。例規ページ数3099の48ページ、第42条、記録の整備の規定でありまして、事業所が整備、保存する記録について、第24条において規定されました身体拘束等を行う場合の記録が追加されたことによる条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の50ページ、第47条、訪問介護員等の員数から、15ページの第58条、記録の整備の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、16ページをご覧ください。例規ページ数3099の55ページ、第59条、準用の規定でありまして、こちら、厚生労働省令に基づく基準の改正による条ずれのための字句の修正をするものでございます。

次に、例規ページ数3099の57ページ、第59条の4、管理者の規定から、26ページの第83条、管理者の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、27ページの中段をご覧ください。例規ページ数3099の82ページ、第92条、指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針の規定でありまして、こちらの改正箇所につきましては次の28ページの上段でござい

ますので、そちらをご覧ください。

こちら、第7号といたしまして、身体的拘束等の適正化の措置のための規定を追加する条文の整備でございまして、内容といたしましては、事業所に対して、アとして対策検討委員会の設置、イとして指針の整備、ウとして研修の実施の規定を追加する条文の整備であります。

次に、今回追加となります第106条の2、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の規定でありまして、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、事業所の状況に応じまして、利用者の安全を確保しながら継続的に業務改善に取り組む環境を整備、検討するための委員会を設置することを規定する条文の整備であります。

次に、29ページをご覧ください。例規ページ数3099の85ページ、第107条、記録の整備から、30ページの第121条、管理者による管理までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、30ページ下段をご覧ください。例規ページ数3099の93ページ、第125条、協力医療機関等の規定でありまして、地域の医療機関等との実効性のある連絡体制を構築する規定として、第2項から第6項までを追加する条文の整備であります。

次に、32ページをご覧ください。例規ページ数3099の93ページ、第127条、記録の整備から、33ページの第128条、準用の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、33ページ下段でございまして。例規ページ数95ページ、第130条、従業者の員数の規定であります。こちらの改正箇所は次の34ページをご覧ください。人員配置基準の規定の追加でありまして、先ほどの第106条の2に規定されました委員会において、必要な安全対策を検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーを活用して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている事業所において、施設に配置する看護職員及び介護職員の数に用います基準を1から0.9とすることを、第11項として追加する条文の整備であります。

次に、35ページ中段をご覧ください。例規ページ数3099の96ページ、第131条、管理者から、40ページ下段の第172条、協力医療機関

等の規定までは同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、42ページ中段をご覧ください。例規ページ数3099の114ページ、第175条の2、緊急時等の対応の規定でありまして、事業所が定める緊急時等における緊急対応の方法として、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとしまして、1年に1回以上見直しを行うこととする条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の114ページ、第176条、記録の整備から、43ページの第177条、準用の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、44ページ中段をご覧ください。例規ページ数3099の120ページ、第187条、勤務体制の確保等の規定でありまして、ユニットケアの質的向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニット型ユニットケアの管理者研修を受講するよう努めるといったことの条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の121ページ、第189条、準用から、46ページ、下段にあります第192条、管理者の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、47ページ中段をご覧ください。例規ページ数3099の126ページ、第197条、指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針の規定でありまして、こちら、当該看護小規模多機能型居宅介護サービスの拠点での通いと泊まりにおきまして、看護サービスが含まれることが明文化されたことと、及び身体的拘束の適正化の推進を図るための措置を規定するものでございまして、主な改正の箇所につきましては次の48ページの上段となっております。こちら、事業所に対して、アとして対策委員会の設置、イとして指針の整備、ウとして職員研修の実施の規定を追加する条文の整備であります。

次に、48ページ中段をご覧ください。例規ページ数3099の128ページ、第201条、記録の整備から、49ページ中段の第202条、準用の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

それでは、8ページにお戻りください。附則であります。この条例は、令

和6年4月1日から施行する。

以上であります。

続きまして、議案第8号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、当該条例の基となる厚生労働省令を改正する省令が公布されまして改正が必要となりましたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、4ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3099の134ページ、第6条、管理者の規定でありまして、管理者が兼務できる事業所の範囲を同一敷地内の事業所だけでなく、ほかの施設でも差し支えないとする規定の条文の整備であります。以降全て、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の136ページ、第9条、利用定員等の規定でありまして、こちらにつきましても令和5年度末で介護療養型医療施設が廃止されることによる条文の整備であります。

次に、5ページをご覧ください。例規ページ数3099の137ページ、第10条、管理者の規定でありまして、こちらにつきましても厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、6ページでございます。例規ページ数3099の143ページ、第32条、掲示の規定でありまして、こちらにつきましても事業所内で書面掲示している重要事項について、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務づけるための条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の146ページ、第40条、記録の整備の規定であります。

次の7ページ上段をご覧ください。こちら、事業所が整備、保存する記録について、身体拘束等を行う場合の時間でありましたり、やむを得ない理由の記録が追加されたことによる条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の146ページ、第42条、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針の規定でありまして、身体的拘束の適正化を推進する観点から、次の2号を加えるものでございます。

第10号といたしまして、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないとする条文の追加であります。

第11号といたしまして、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づける条文の追加であります。

次に、8ページ中段をご覧ください。例規ページ数3099の148ページ、第44条、従業者の員数等から、9ページの中段、第45条、管理者の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、10ページ下段をご覧ください。例規ページ数3099の154ページ、第53条、身体的拘束等の禁止の規定であります。

次の11ページ上段をご覧ください。こちら、身体的拘束等の適正化のための措置として、事業所に対して、第1号として対策委員会の設置、第2号として指針の整備、第3号として研修の実施の規定を追加する条文の整備であります。

次に、また今回追加となります、第62条の2、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の規定でありまして、事業所の取組に応じて利用者の安全を確保しながら継続的に業務改善に取り組む環境を整備、検討するための委員会を設置することを規定する条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の156ページ、第64条、記録の整備から、13ページ、第79条、管理者による管理の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、13ページ下段をご覧ください。例規ページ数3099の165ページ、第83条、協力医療機関等の規定でありまして、地域の医療機関等との実効性のある連絡体制を構築する規定として、第2項から第6項までを追加する条文の整備であります。

次に、15ページをご覧ください。例規ページ数3099の165ページ、第85条、記録の整備から第86条、準用の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

それでは、3ページにお戻りください。附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。

続きまして、議案第9号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

今回の改正につきましては、当該条例の基となります厚生労働省令が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、4ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3099の181ページ、第3条、基本方針の規定でございます。以降全て、条文の文中に略称を定めるための条文の整備であります。以降全て、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、5ページをご覧ください。例規ページ数3099の182ページ、第4条、従業者の員数の規定でありまして、利用者の数が35人に対して1人の介護支援専門員を配置する基準について、利用者の数35人を44人として、第3項といたしまして、国民健康保険中央会のシステムを活用して、かつ事務員を配置している場合は、利用者の数を49人とする規定が追加されたことによる条文の整備であります。

次に、6ページをご覧ください。例規ページ数3099の182ページ、第5条、管理者の規定でありまして、管理者が兼務できる事業所の範囲を同一敷地内におけるほかの事業所、敷地でなくても差し支えないとする規定の条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の182ページ、第6条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、事業者の負担軽減を図るため、利用者に説明して理解を得ることを事業者の努力義務とする条文の整備であります。

次に、8ページ下段をご覧ください。第15条、指定居宅介護支援の具体的な取扱方針の規定でありまして、身体的拘束の適正化を推進する観点から、次の2号を加えるものでございます。

第2号の2として、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないとする規定の追加であります。

次に、9ページをご覧ください。第2号の3として、身体的拘束を行う場合の記録に関する条文の追加であります。

また、第15号といたしまして、利用者との面接、モニタリングに関しまして、利用者及び関係者の合意を得まして、2か月に1回訪問による面接を行う場合は、訪問しない月はテレビ電話等を活用したモニタリングを行うものとする規定の追加による条文の整備であります。

次に、10ページ下段をご覧ください。例規ページ数3099の191ページ、第24条、掲示の規定であります。事業所内での書面掲示しています重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づける条文の整備であります。

次に、11ページ中段をご覧ください。例規ページ数3099の193ページ、第31条、記録の整備の規定であります。事業所が整備、保存する記録について、身体的拘束等を行った場合の記録が追加されたことによる条文の整備であります。

それでは、3ページにお戻りください。附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。

続きまして、議案第10号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、当該条例の基となります厚生労働省令が改正されたことによる所要の改正を行うものでございます。

それでは、4ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3099の212ページ、第4条、従業者の員数の規定であります。第2項といたしまして、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うため、事業所ごとに1名以上、介護支援専門員を置

かなければならないとする規定の追加による条文の整備であります。以降全て、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の212ページ、第5条、管理者の規定であります。

次の5ページをご覧ください。第3項といたしまして、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合の管理者の要件を追加しまして、第4項として、管理者の専従要件を追加する条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の212ページ、第6条、内容及び手続の説明及び同意から、7ページの第14条、指定介護予防支援の業務の委託前の規定は、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行うための厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、8ページをご覧ください。例規ページ数3099の219ページ、第30条、記録の整備の規定であります。

こちらにつきましては次の9ページ上段をご覧ください。第3号といたしまして、事業所が整備、保存する記録について、身体的拘束を行った場合の記録が追加されたことによる条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の220ページであります。第32条、指定介護予防支援の具体的取扱方針の規定でありまして、身体的拘束の適正化を推進する観点から、次の2号を加えるものでございます。

第2号の2といたしまして、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないとする規定の条文の追加であります。

第2号の3といたしまして、身体的拘束を行う場合の記録をすることを規定する条文の追加であります。

また、第16号といたしまして、利用者との面接、モニタリングに関しまして、利用者と関係者の合意を得まして、3か月に1回の訪問と面接を6か月に1回の訪問と面接とする場合に、訪問しない時期であります3か月に1回の時期はテレビ電話等を活用したモニタリングを行うこととする規定の追加による条文の整備であります。

次に、11ページをご覧ください。第29条の規定でありまして、町が管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、町から情報提供の求めがあった場合、事業者は介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供する規定を追加する条文の整備であります。

それでは、3 ページにお戻りください。附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第7号から議案第10号までの質疑を行います。

議案番号を明示の上、質疑を願います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　岡田久雄議員。

9番（岡田久雄）　議案第7号、11ページのところで、ほかの議案にも度々出てくるんですけども、身体的拘束という言葉がよく出てくるんです。これは多分、自分自身を傷つけるから、傷つけないように拘束をするということだと思いますが、この拘束しなければならないという判断というのは、施設の誰がするのか。また、家族へもすぐ報告などをしなければならないから記録も取るということだと思いますけれども、家族への報告義務などの辺りのこと。そして、この記録を開示請求したら開示できるのかということ。行政への報告義務など、そういうのもあるのかなと思います。また、職員に、拘束されたらどういう思いをするかという体験などもしなければならないと思いますし、そういう教育も要ると思います。どこまで回答いただけるか分かりませんが、分かる範囲でお答え願いたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎）　身体的拘束に関することでございますけれども、身体的拘束につきましては、平成12年4月から介護保険法が施行されたことにより原則禁止されてはいるんですけども、やむを得ない場合、切迫性でありましたり非代替性でありましたり一時性でありましたり、三原則と言われてはいますが、そういったことがある場合は身体拘束をしても構わないというような形にはなっております。

そういったことに関しましては国のガイドラインなどで、身体拘束の廃止を徹底するために組織のトップからしっかりと一丸になって取り組むということでありましたり、また、先ほど議員おっしゃられましたけれども、職員間の中で議論を持って共通の認識を持つということもガイドラインの方では

記載されております。また、事故の発生しない環境整備でありましたり、柔軟な応援体制の確保というものも求められているところがございます。

また、記録の開示などにつきましては、各事業所が定める運営事項でありましたり、定款などでも記載されておりますので、今回の町の条例に関しましては運営の基準等の規定でありますので、そういったところまでは条例の方ではうたっていないところとなっております。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 第7号から第10号全般にわたって質問の前提となるということで質問をしますが、先ほどからずっと厚生労働省の省令に基づいてという文言がかなり出てまいりました。今回の第7号から第10号の改定、それに基づいての改定なんですけど、この改定によって井手町の利用者の方に本当にプラスになるのか、その辺りのことは十分考慮されて提案されているのかどうかということを伺いたいと思います。

それから、第7号議案で、10ページのところに管理者の項目があります。これは第7号議案だけじゃなくて幾つか出てくるわけですけども、今まで管理者は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるということだったのが、これが外されて、他の事業所、施設等の職務にということとは、同一敷地内以外でこの条例では従事することができるというふうに読み取れるんですが、どれぐらいの距離といいますか、ところまで他の施設というのが規定されているのかどうか。そのことが第7号議案での質問であります。あわせて、第8号議案にも同じことが出てきますし、第8号議案についてもそのことは関係しております。

それから三つ目の質問は、第9号議案の担当者の利用者数の上限、35から44人、さらに49人まで担当できるということになるわけですね。そうすると、その担当していただいている方に対する十分な担当業務ができるのかどうかというのが不安に思うんですが、担当される方、人数が増えたわけですから、その辺りはどう考えていますか、お聞かせください。

それから、第10号議案、モニタリングの話が出ておりました。ケアマネジャー等の方が面接について、一定回数オンラインで実施できるという内容

だったと読み取っているんですけども、やはり介護の現場では対面というのが非常に重要だというふうに思っているんです。モニタリングでできるのか、どういうイメージなのかということを知りたいと思います。

それから戻って第9号の中で、居宅サービス計画の内容証明におけるのが義務から努力へ緩和されているんですね。これもやはり努力だと別にしないでいい。しないでいいというのは失礼ですけども、そういう規定が外れるわけですから、すごく緩和されていると思うんですが、その辺りの心配はありませんか。

取りあえず以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) まず1点目の町の利用者に対する配慮がされているのかということなんですけれども、現在この条例に規定します町内のサービス事業所については、グループホームと地域密着型通所介護、小規模デイと、あと居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが今やっている介護予防支援、大きく四つの事業所になっております。今回国が改正した趣旨でございますけれども、職員の負担軽減というものがやはり一番大きなものになっております。職員の負担を軽減することで介護に回す時間を確保して、より質が良いサービスを提供していきたいというところからこういった改正が行われておりますので、特段こういった改正がサービスの低下などに影響するということは考えておりません。

続きまして、管理者の規定でございますが、管理者の兼務でございますけれども、こちらもどこでも構わず兼務ができるというものではなくて、国の方では一定の条件の下、離れた場所での事業所が兼務できるものとされております。一定の条件というものでございますけれども、今明確になっている国の文言といたしましては、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせることを要件とするということが一定の条件として示されております。そういった条件を担保した上で兼務をかけることになると思っていますので、やたらめったら遠い場合などはできないものと考えております。

次に、議案第9号の人数でございますけれども、現行35人が44人、また、国保連合会のシステムを使った場合は49人になるものでございますけ

れども、国保中央会のシステムにつきましては、やはりこれもケアマネジャー業務の負担軽減を図るために国が導入しているシステムでございまして、そういったシステムを活用して、かつ事務員を配置することでケアマネジャーの負担が軽減することで、より介護に時間を回すことで人数が増えるという考えの下、国の方で算定されたものと考えております。そういったところで十分にできるかできないかという、支障はないと考えております。

第10号のモニタリングのオンライン化でございますけれども、こちらにつきましても、あくまでも関係者と利用者、合意が得られた場合にオンラインモニタリングが成立するものでございますので、そういったことにつきましては、オンラインモニタリングができない方についてはこれまでどおりの対面での対応になると考えております。

議案第9号の居宅の説明でございますけれども、こちらにつきましては、そもそもこの説明自体が令和3年度の報酬改定で公正中立性を確保するための措置として規定されたものでございましたけれども、今回その義務を努力義務に変更するものでございます。こちらにつきましても、こういった努力義務とすることはケアマネジャーの負担になるということで、国の方では努力義務とすることでケアマネジャーの負担軽減を図るための改定ということを聞いております。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 今の答弁だと、負担軽減というのがかなり言われたので、それで幾つか質問をします。

まず第9号の負担軽減で言いますと、確かにモニタリング等を活用すれば49人というふうになっているんですけども、既に35人から44人というこの人数の増加、10人近いです。これは負担軽減になるんでしょうか。49人にしたときに、モニタリングを活用すれば49人というのは負担軽減になるのかなという見方もできるかと思うのですが、それはどうでしょうか。

まずそれだけです。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎）　ただいまの35人が44人になることに関してでございますけれども、こちらの基準の改正につきましては、介護報酬の改定が同じくありまして、介護報酬側が35人から44人という単位に改められまして、それに反映する形でこちらの基準につきましても35人から44人になったものです。現在44人に増えたことによりまして、必ずしも44人持てるというわけではなくて、介護報酬の居宅介護支援費Ⅰという枠の中の30、40、その報酬の範囲が44人という規定になりましたので、そういうところからそれに合わせてこちらの基準を改正したものでございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　西垣参与。

参与（西垣義郎）　谷田議員の最初の、今回の改定によって利用者にプラスになるのかという視点からのご質問というふうに理解しているんですけども、今回の厚生労働省令の改正につきましては、介護人材の確保が非常に厳しい中で質の確保を図りつつ、いかにして効率的、効果的な運営を図っていくのかという観点からこういう改正がされているものというふうに理解をしております。何よりも質の確保を図りながら介護サービスを提供する、事業の継続の確保を図っていくということが地域にとっても利用者にとってもプラスになるものというふうに考えておるところでございます。そういう視点から今回、その省令に基づいて条例の改正をしているところでございます。

議長（奥田俊夫）　ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　先ほど冒頭に質問で申しましたけども、やはりここを利用される方、町民の方のサービスをどれだけ確保するかということと、今おっしゃいました継続というのは、ある意味では矛盾する部分があると思うんですね。介護職員の方の負担が増えているというのは、介護職員の方の数が少ないということだと思っておりますが、その辺りの認識はどうお持ちでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎）　介護職員の人材不足に関するものでございま

すけれども、そういった課題につきましては、町内事業者の方と綿密に連携を取っております。そういった話合いをする中で、介護人材が不足するという事も聞いておまして、介護人材につきましては町の介護サービスを支える一番肝の部分でございますので、そういったところをどうにか町の方でも支援できるものはないのかというところで、今回の令和6年度当初予算にて福祉人材の確保事業というものも活用しながら、町としても人材確保に努めていきたいということを考えております。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 私の方からは、全般に当たるんですけども、身体拘束の今回条例改正ということで、先ほど質問もあったんですが、まず1点目は、身体拘束の緊急やむを得ない理由というのは今回変わっていないのかどうか、以前、従前からのルール上のものなのかが一つ。

二つ目が、もしそういう緊急やむを得ない理由で身体拘束をした場合に、町に対して報告義務や報告する何かツールがあるのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 身体拘束に関わるルールでございますけれども、三つの原則については変わりはありません。

また、町の方に報告する義務につきましては、町に報告する義務まではこの条例では規定はしておりませんが、そういったやむを得ない事情で身体拘束をした場合については、記録を整備して保存するというのを今回の改正で追加したものでございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 私もこういう仕事をしているのもあるのですが、身体拘束はやむを得ないところがあるんです。その中で、逆読みしますと、緊急やむを得ない理由があれば身体拘束をしてもいいという考えを持つ職員も一部、どうしても仕事が多くなってくるとなってくるんですね。そうすると、例えば第三者的な形で今の書類など、切迫性、非代替性、一番多いのは一時性で、

本当は一過性にしないといけないんですけども、それがだんだん慢性化して、当たり前のように身体拘束をしてしまうというケースがあります。また、こういったことというのは、介護保険だけでなく障がいの方でも、施設の中のルールみたいなものでなかなか町が介入できなくて、そういう事件が出てしまうことがありますので、要望になりますけれども、町としてもそういったことを報告していただいたり、そこを風通しをよくしていただいて、客観的に見ていただくようなシステムをつくっていただくということを要望しておきます。

あともう1点追加で質問ですが、今度は第9条の方です。先ほどの質問の追加になりますが、今回の改正で、9ページ、月1回のモニタリングを少し緩和しまして、ある程度ルールづけすれば2か月に一度にしても問題ないということで、その中にテレビ電話というものが出ています。おそらくテレビ電話というのは、イメージとしてはタブレットであったりスマートフォンであったり、こういったものを使って、その場に行かなくてもモニタリングをして適正にサービスが行われているか、問題がないかというチェックだと思うんですが、これに関してちょっと戻りますが、施設の方では床のセンサーなどを導入した場合は人員配置基準を少し緩和するようなことも改正に入っていると今見ていましたが、今回そういったものにつきまして、テレビ電話、タブレットやスマートフォンなどを施設から要望があれば、例えば町の方で補助して、少しでもそういったものが導入しやすくするような緩和措置などができるのかどうか、そういう考えがあるかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) モニタリングに関します機器等でございますけれども、今回の改正によりますモニタリング、確かにタブレット等などですることを想定の方をしております。しかしながら、そういったツールについて今のところ、町の方でどれだけ補助するかということはまだ現在、何も考えておりません。

以上です。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 第7号議案から第10号議案までについて、反対の立場で討論いたします。

今回の第7号議案から第10号議案、例えば第7号議案、第8号議案は、管理者の兼務要件がすごく緩和されております。それから第9号議案は、先ほども申しましたが、定数の引上げというのは、私は学校に勤めておりましたから、学校で言いますと、受け持つ子どもの数が引き上がるわけでありませぬ。当然そうなりますと、こういう介護職も含めて、対面で仕事をしている職種というのは、やはりその人との信頼関係など、そういうことがすごく大事なわけですね。密接につながるということが大事なわけでありませぬ。そういう意味で言いますと、これは利用者の立場からすればサービスの低下につながるといふふうに考えます。

それから計画内容の説明、これは第9号議案であります、義務から努力へというのでも緩和されていませぬ。それから面接のオンラインについての実施の可能とするのも、これはいわゆる規制緩和と同じで行われるわけですから、今回の第7号から第10号までの議案全体に貫かれていますのは、先ほどもありました職員の負担を軽減するという、それが一番大きな柱になっていると思います。その結果、介護を利用する人たちにとっては、それは必ずプラスにはならないと思います。

そういう立場から、第7号議案から第10号議案まで反対いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第7号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり

可決されました。

これから、議案第 8 号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 8 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 9 号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 9 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 10 号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 10 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 11 号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第 11 号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 3 6 6 7 の 9、第 4 6 条、水道技術管理者の資格の規定でありまして、水道法の一部改正に伴い、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものであります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 1 1 号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 1 1 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第 1 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 1 2 号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　それでは、議案第 1 2 号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本町非常勤消防団員等に対する補償基礎額を改定するため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをご覧ください。井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3728、第5条、補償基礎額の規定でありまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基礎額を改定したことによる条文の整備であります。

続きまして、次ページ、3ページをご覧ください。例規ページ数3769の2、別表、補償基礎額表（第5条関係）でございまして、同じく、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により補償基礎額が改定したことによる条文の整備であります。

それでは、1ページをご覧ください。附則であります。第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、経過措置の規定でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第12号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第20号、令和6年度井手町一般会計予算から、日程第

17、議案第27号、令和6年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、議案第20号、令和6年度井手町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億2,400万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、8ページをご覧ください。第2表地方債であります。

起債の目的、1目総務施設整備事業債、限度額720万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2目民生施設整備事業債、限度額1,640万円。なお、起債の方法、利

率、償還の方法につきましては同様でございます。

3目衛生施設整備事業債、限度額660万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

4目農林施設整備事業債、限度額2,500万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

5目商工施設整備事業債、限度額550万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

6目土木施設整備事業債、限度額1億1,270万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

7目消防防災施設等整備事業債、限度額4,790万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

8目教育施設整備事業債、限度額7,890万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

9目臨時財政対策債、限度額700万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1款町税、本年度予算額9億322万円、比較274万9,000円の減であります。

2款地方譲与税、本年度予算額2,700万円、比較135万円でありませ

す。

3款利子割交付金、本年度予算額25万円、比較5万円の減であります。

4款配当割交付金、本年度予算額700万円、比較100万円の減であり

ます。

5款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額700万円、比較200万円

であります。

6款法人事業税交付金、本年度予算額2,000万円、比較700万円の減

であります。

7款地方消費税交付金、本年度予算額1億8,800万円、比較1,800

0万円の減であります。

8款自動車取得税交付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであり

ます。

9款環境性能割交付金、本年度予算額500万円、比較100万円であり

ます。

10 款地方特例交付金、本年度予算額 2,700 万円、比較 2,500 万円であります。

11 款地方交付税、本年度予算額 17 億 4,000 万円、比較 3,000 万円であります。

12 款交通安全対策特別交付金、本年度予算額 40 万円、比較 30 万円の減であります。

13 款分担金及び負担金、本年度予算額 840 万 4,000 円、比較 176 万 8,000 円であります。

14 款使用料及び手数料、本年度予算額 4,098 万 6,000 円、比較 103 万 6,000 円であります。

15 款国庫支出金、本年度予算額 4 億 3,848 万 6,000 円、比較 1,331 万 9,000 円の減であります。

16 款府支出金、本年度予算額 2 億 5,727 万 2,000 円、比較 1,846 万 5,000 円であります。

17 款財産収入、本年度予算額 2 億 4,337 万 4,000 円、比較 1,246 万円であります。

18 款寄附金、本年度予算額 6,000 円、比較ゼロであります。

19 款繰入金、本年度予算額 2 億 6,329 万 8,000 円、比較 627 万 3,000 円の減であります。

20 款繰越金、本年度予算額 500 万円、比較ゼロであります。

21 款諸収入、本年度予算額 3,510 万 3,000 円、比較 1,991 万 2,000 円であります。

22 款町債、本年度予算額 3 億 720 万円、比較 2 億 830 万円の減であります。

以上、歳入合計、本年度予算額 45 億 2,400 万円、比較 1 億 4,400 万円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款議会費、本年度予算額 6,908 万 7,000 円、比較 168 万 2,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 6,908 万 7,000 円であります。

2 款総務費、本年度予算額 11 億 9,249 万 4,000 円、比較 3,6

25万6,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の1億119万9,000円、地方債の720万円、その他の5,673万9,000円、一般財源の10億2,735万6,000円であります。

3款民生費、本年度予算額11億7,565万3,000円、比較1億595万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の3億4,609万1,000円、地方債の1,640万円、その他の1,319万9,000円、一般財源の7億9,996万3,000円であります。

4款衛生費、本年度予算額3億2,985万5,000円、比較2,795万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,670万5,000円、地方債の660万円、その他の851万6,000円、一般財源の2億8,803万4,000円であります。

5款労働費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円であります。

6款農林水産業費、本年度予算額1億2,541万9,000円、比較7,472万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,500万円、地方債の2,500万円、その他の2,421万1,000円、一般財源の5,120万8,000円であります。

7款商工費、本年度予算額6,668万1,000円、比較995万6,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の351万5,000円、地方債の550万円、その他の1,890万3,000円、一般財源の3,876万3,000円であります。

8款土木費、本年度予算額5億1,186万7,000円、比較1億1,024万2,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の1億7,476万6,000円、地方債の1億1,270万円、その他の7,508万6,000円、一般財源の1億4,931万5,000円であります。

9款消防費、本年度予算額2億8,248万3,000円、比較2億2,990万1,000円の減、財源内訳といたしまして、地方債の4,790万円、その他の873万円、一般財源の2億2,585万3,000円であります。

10款教育費、本年度予算額4億7,779万6,000円、比較328万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,848万円、地方債の7,890万円、その他の552万9,000円、一般財源の3億

7, 488万7, 000円であります。

11款災害復旧費、本年度予算額280万3, 000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の280万3, 000円であります。

12款公債費、本年度予算額2億8, 236万1, 000円、比較2, 874万5, 000円、財源内訳といたしまして、一般財源の2億8, 236万1, 000円であります。

13款予備費、本年度予算額750万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の750万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額45億2, 400万円、比較1億4, 400万円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の6億9, 575万6, 000円、地方債の3億20万円、その他の2億1, 091万3, 000円、一般財源の33億1, 713万1, 000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、主な事業につきましてご説明申し上げます。

令和6年度予算参考諸表、5ページをお開き願います。なお、末尾に工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、防犯カメラ整備、事業費300万円、財源内訳としまして、一般財源の300万円、事業の概要としまして、4台であります。

事業名、JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、事業費2, 592万3, 000円、財源内訳としまして、その他の2, 592万3, 000円、事業の概要としまして、第二期事業市町補助金であります。

図対象番号②、事業名、いづみ人権交流センター駐車場改良、事業費1, 600万円、財源内訳としまして、地方債の1, 600万円、事業の概要としまして、舗装1, 300平方メートルであります。

図対象番号③、事業名、保健センター改修、事業費1, 320万円、財源内訳としまして、地方債の660万円、一般財源の660万円、事業の概要としまして、保健センター機能訓練室改修・空調整備であります。

図対象番号④、事業名、浜・鐘付水利施設機能保全対策、事業費 2,607万2,000円、財源内訳としまして、その他の2,192万円、一般財源の415万2,000円、事業の概要としまして、貯水槽1基更新であります。

図対象番号⑤、事業名、片原山林道改良、事業費4,000万円、財源内訳としまして、国支出金の1,200万円、地方債の2,500万円、一般財源の300万円、事業の概要としまして、林道舗装延長1,740メートルであります。

図対象番号⑥、事業名、町内道路補修、事業費200万円、財源内訳としまして、地方債の180万円、その他の20万円、事業の概要としまして、防護柵補修であります。

図対象番号⑦、事業名、町道29号線道路改良、事業費1億5,000万円、財源内訳としまして、国支出金の8,745万円、地方債の5,620万円、その他の635万円、事業の概要としまして、延長400メートル、土工、ブロック積であります。

図対象番号⑧、事業名、町道12号線他道路改良、事業費5,100万円、財源内訳としまして、国支出金の2,000万円、地方債の1,800万円、その他の1,300万円、事業の概要としまして、国道バイパスアクセス道路整備であります。

図対象番号⑨、事業名、町道11号線他道路改良、事業費4,655万4,000円、財源内訳としまして、国支出金の2,467万3,000円、地方債の1,960万円、その他の228万1,000円、事業の概要としまして、延長50メートルであります。

図対象番号⑩、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費900万円、財源内訳としまして、国支出金の524万7,000円、地方債の330万円、その他の45万3,000円、事業の概要としまして、点検10橋、補修1橋であります。

図対象番号⑪、事業名、町内河川浚渫、事業費100万円、財源内訳としまして、地方債の100万円、事業の概要としまして、延長100メートルであります。

図対象番号⑫、事業名、下排水路改修、事業費1,289万円、財源内訳としまして、地方債の1,280万円、その他の9万円、事業の概要とし

まして、4か所（東北組、北赤坂、蛇谷、前川）であります。

図対象番号⑬、事業名、改良住宅等改修、事業費825万円、財源内訳としまして、一般財源の825万円、事業の概要としまして、空き家改修3戸であります。

図対象番号⑭、事業名、町営住宅給水装置更新、事業費1,320万円、財源内訳としまして、一般財源の1,320万円、事業の概要としまして、中耐1戸であります。

図対象番号⑮、事業名、町営住宅外壁改修、事業費1,760万円、財源内訳としまして、国支出金の880万円、一般財源の880万円、事業の概要としまして、簡二10戸であります。

図対象番号⑯、事業名、町営住宅景観改善事業、事業費1,000万円、財源内訳としまして、一般財源の1,000万円、事業の概要としまして、空き家住宅の景観改善（防犯、防草対策）（南猪ノ阪、段ノ下、南溝、下赤田、浜田）であります。

事業名、給水タンク購入、事業費240万円、財源内訳としまして、地方債の240万円、事業の概要としまして、4基であります。

図対象番号⑰、事業名、防災広場整備、事業費850万円、財源内訳としまして、地方債の850万円、事業の概要としまして、2か所（南溝児童遊園、南溝緑地）であります。

図対象番号⑱、事業名、井手小学校空調整備、事業費2,740万円、財源内訳としまして、地方債の2,460万円、一般財源の280万円、事業の概要としまして、4室（8台）、空調整備であります。

図対象番号⑲、事業名、多賀小学校空調整備、事業費1,700万円、財源内訳としまして、地方債の1,530万円、一般財源の170万円、事業の概要としまして、2室（5台）、空調整備であります。

図対象番号⑳、事業名、泉ヶ丘中学校空調整備、事業費2,080万円、財源内訳としまして、地方債の1,870万円、一般財源の210万円、事業の概要としまして、5室（7台）、空調整備であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第21号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第21号、令和6年度井手町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億5,603万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款国民健康保険税、本年度予算額1億2,407万5,000円、比較708万円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額24万円、比較ゼロであります。

3款府支出金、本年度予算額7億5,231万5,000円、比較162万8,000円であります。

4款財産収入、本年度予算額25万円、比較8万円あります。

5款繰入金、本年度予算額7,474万7,000円、比較200万3,000円あります。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロあります。

7款諸収入、本年度予算額440万2,000円、比較317万7,000円あります。

以上、歳入合計、本年度予算額9億5,603万円、比較19万2,000円の減であります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額832万3,000円、比較103万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の832万3,000円であります。

2款保険給付費、本年度予算額7億2,327万円、比較511万1,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の7億1,207万1,000円、一般財源の1,119万9,000円であります。

3款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額1億9,651万5,000円、比較959万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の3,010万7,000円、一般財源の1億6,640万8,000円であります。

4款保健事業費、本年度予算額2,411万9,000円、比較566万4,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,013万7,000円、一般財源の1,398万2,000円あります。

5款公債費、本年度予算額2,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の2,000円あります。

6款諸支出金、本年度予算額180万1,000円、比較5万円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の180万1,000円あります。

7款予備費、本年度予算額200万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の200万円あります。

共同事業拠出金、比較2,000円の減であります。

以上、歳出合計、本年度予算額9億5,603万円、比較19万2,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の7億5,231万5,000円、一般財源の2億371万5,000円。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第22号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第22号、令和6年度井手町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和6年度井手町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数2,040戸。2号、年間総給水量71万5,400立方メートル。3号、1日平均給水量1,960立方メートル。4号、主要な建設改良事業、配水設備事業。

第3条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。第1款水道事業収益1億3,508万4,000円、第1項営業収益1億675万6,000円、第2項営業外収益2,832万7,000円、第3項特別利益1,000円。

次に、支出であります。第1款水道事業費用1億4,379万9,000円、第1項営業費用1億3,384万9,000円、第2項営業外費用944万8,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお開き願います。第4条資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,361万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1,261万円を補てんするものとする。）。

収入であります。第1款資本的収入600万2,000円、第1項企業債500万円、第2項分担金100万円、第3項寄附金1,000円、第4項その他資本的収入1,000円。

次に、支出であります。第1款資本的支出1,961万3,000円、第1項建設改良費1,229万9,000円、第2項企業債償還金731万3,000円、第3項その他資本的支出1,000円。

第5条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額500万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格が額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において

は、当該見直し後の利率)。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第6条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定の支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,002万5,000円。

第9条、他会計からの補助金の規定であります。水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は155万円である。

第10条、たな卸資産購入限度額の規定であります。たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第23号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第23号、令和6年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,541万4,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の

区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定であります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開き願います。第2表地方債であります。

起債の目的、水道事業債。限度額2,000万円。ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格が額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

1枚めくっていただきまして、裏面でございます。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款分担金及び負担金、本年度予算額78万5,000円、比較429万2,000円の減。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,305万5,000円、比較200万円の減。

3款財産収入、本年度予算額2万1,000円、比較2,000円の減。

4款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5款繰入金、本年度予算額154万8,000円、比較ゼロ。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7款諸収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。

8 款町債、本年度予算額 2, 0 0 0 万円、比較 5 0 万円の減。

以上、歳入合計、本年度予算額 5, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円、比較 6 7 9 万 4, 0 0 0 円の減であります。

次のページをご覧ください。

次に、歳出であります。1 款業務費、本年度予算額 2, 5 9 0 万 8, 0 0 0 円、比較 2 9 0 万 3, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 2 万 1, 0 0 0 円、一般財源の 2, 5 8 8 万 7, 0 0 0 円。

2 款事業費、本年度予算額 2, 0 3 5 万円、比較 1 0 0 万円の減、財源内訳といたしまして、地方債の 2, 0 0 0 万円、一般財源の 3 5 万円。

3 款公債費、本年度予算額 8 7 5 万 6, 0 0 0 円、比較 2 8 9 万 1, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 1 5 4 万 8, 0 0 0 円、一般財源の 7 2 0 万 8, 0 0 0 円。

4 款予備費、本年度予算額 4 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 4 0 万円。

以上、歳出合計、本年度予算額 5, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円、比較 6 7 9 万 4, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、地方債の 2, 0 0 0 万円、その他の 1 5 6 万 9, 0 0 0 円、一般財源の 3, 3 8 4 万 5, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第 2 4 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第 2 4 号、令和 6 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 6 年度井手町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 5, 2 5 0 万 2, 0 0 0 円と定める。2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

それでは、4 ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億1,506万1,000円、比較1,254万9,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2万4,000円、比較ゼロであります。

3款繰入金、本年度予算額3,719万2,000円、比較224万9,000円であります。

4款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5款諸収入、本年度予算額22万4,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額1億5,250万2,000円、比較1,479万8,000円であります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額186万円、比較26万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の2万4,000円、一般財源の183万6,000円あります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億5,033万2,000円、比較1,453万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の1億1,507万2,000円、一般財源の3,526万円あります。

3款諸支出金、本年度予算額21万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の21万円あります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の10万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額1億5,250万2,000円、比較1,479万8,000円、財源内訳といたしまして、その他の1億1,530万6,000円、一般財源の3,719万6,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第25号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第25号、令和6年度井手町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の

総額は歳入歳出それぞれ9億3,567万3,000円と定める。2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ730万1,000円と定める。3項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、歳入歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億6,569万2,000円、比較153万2,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4万3,000円、比較ゼロであります。

3款国庫支出金、本年度予算額2億2,861万円、比較626万2,000円の減であります。

4款支払基金交付金、本年度予算額2億3,722万1,000円、比較904万7,000円の減であります。

5款府支出金、本年度予算額1億3,043万8,000円、比較695万4,000円の減であります。

6款財産収入、本年度予算額2万9,000円、比較3,000円の減であります。

7款繰入金、本年度予算額1億7,363万3,000円、比較1,435万9,000円の減であります。

8款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

9款諸収入、本年度予算額6,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額9億3,567万3,000円、比較3,815万7,000円の減であります。

次に、6ページをご覧ください。

歳入であります。1款総務費、本年度予算額1,517万7,000円、比較417万9,000円の減、財源内訳といたしまして、その他の4万3,000円、一般財源の1,513万4,000円であります。

2款保険給付費、本年度予算額8億5,364万6,000円、比較2,788万9,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の3億3,842万1,000円、その他の3億9,665万9,000円、一般財源の1億1,856万6,000円あります。

3款地域支援事業費、本年度予算額6,580万9,000円、比較608万6,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,062万7,000円、その他の1,625万4,000円、一般財源の2,892万8,000円あります。

4款基金積立金、本年度予算額2万9,000円、比較3,000円の減、財源内訳といたしまして、その他の2万9,000円あります。

5款公債費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円あります。

6款諸支出金、本年度予算額1万1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1万1,000円あります。

7款予備費、本年度予算額100万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の100万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額9億3,567万3,000円、比較3,815万7,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の3億5,904万8,000円、その他の4億1,298万5,000円、一般財源の1億6,364万円あります。

次に、20ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款サービス収入、本年度予算額230万円、比較ゼロであります。

2款繰越金、本年度予算額500万円、比較ゼロであります。

3款諸収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額730万1,000円、比較ゼロであります。

次に、21ページをご覧ください。

歳出であります。1款サービス事業費、本年度予算額230万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の230万円であります。

2款諸支出金、本年度予算額500万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の500万円であります。

3款予備費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額730万1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の230万円、一般財源の500万1,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第26号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第26号、令和6年度井手町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和6年度井手町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は次のとおりとする。

1号、処理区域面積210ヘクタール。2号、処理区域内人口6,897人。3号、年間総処理水量138万5,000立方メートル。4号、1日平均処理水量3,795立方メートル。5号、主要な建設改良事業、面整備事業、改築更新事業。

第3条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。第1款下水道事業収益3億8,833万4,000円、第1項営業収益1億7,022万6,000円、第2項営業外収益2億1,810万8,000円。

次に、支出であります。第1款下水道事業費用3億7,991万3,000円、第1項営業費用3億2,715万8,000円、第2項営業外費用4,

266万6,000円、第3項特別損失908万9,000円、第4項予備費100万円。

次のページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億373万7,000円は、当年度損益勘定留保資金1億373万7,000円で補てんするものとする。）。

収入であります。第1款資本的収入3億744万8,000円、第1項企業債1億5,450万円、第2項他会計負担金6,572万8,000円、第3項補助金8,650万円、第4項その他資本的収入72万円。

次に、支出であります。第1款資本的支出4億1,118万5,000円、第1項建設改良費2億3,281万6,000円、第2項企業債償還金1億7,764万9,000円、第3項その他資本的支出72万円。

第5条、特例的収入及び支出の規定であります。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金は、それぞれ1,541万2,000円及び4,949万1,000円である。

第6条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業債。限度額1億5,450万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第7条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は1億円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,265万円。

第10条、他会計からの補助金の規定であります。下水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億5,100万1,000円である。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、令和6年度井手町下水道事業会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、改築更新事業、事業費2,600万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,100万円、地方債の1,500万円、事業の概要といたしまして、マンホール蓋取替75か所。

図対象番号②、事業名、面整備事業、事業費3,100万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の600万円、地方債の2,500万円、事業の概要といたしまして、流田地区、L=150メートル、設計業務一式であります。

図対象番号③、事業名、合藪ポンプ場設備改修等事業、事業費1億3,550万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の6,400万円、地方債の7,150万円、事業の概要といたしまして、耐震補強工事他一式であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第27号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第27号、令和6年度井手町多賀財産区特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の多賀財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ364万円と定める。2項、歳入歳出予算の各項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款財産収入、本年度予算額43万2,000円、比較5,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

3款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

4款繰入金、本年度予算額300万3,000円、比較92万6,000円の減であります。

5款繰越金、本年度予算額20万円、比較ゼロであります。

6款諸収入、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額364万円、比較93万1,000円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額248万3,000円、比較2万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の248万3,000円であります。

2款衛生費、本年度予算額97万3,000円、比較95万円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の97万3,000円であります。

3款諸支出金、本年度予算額8万4,000円、比較2,000円の減、財源内訳といたしまして、その他の8万4,000円あります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の10万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額 3 6 4 万円、比較 9 3 万 1 , 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 8 万 4 , 0 0 0 円、一般財源の 3 5 5 万 6 , 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本 8 件については、議員全員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。したがって、日程第 1 0、議案第 2 0 号、令和 6 年度井手町一般会計予算から、日程第 1 7、議案第 2 7 号、令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選いただき、議長までご報告願います。

休憩　午後　0 時 3 7 分

再開　午後　0 時 3 7 分

議長（奥田俊夫）　休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には岡田久雄議員、副委員長には脇本尚憲議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月22日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さ  
ました。

散会 午後 0時37分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            奥 田 俊 夫

署名議員        田 中 保 美

署名議員        岡 田 久 雄